



## 海産物の電話勧誘の相談が寄せられています

「以前購入いただいた〇〇水産です」  
「コロナ禍で売上げが下がっているので協力ください」と海産物セットを勧める電話が自宅にありました。  
お店の名前に覚えはありませんでしたが、通常5万円の商品を特別に3万円で買えるというので、代引きで注文しました。  
家族から高すぎると反対されたので、断りたい。



### ★問題点★

- ・実際には取引したことがない事業者であるが、過去に取引があったように装って電話がかかってくる。
- ・事業者の名称がはっきりしない。連絡先が携帯電話番号のみで連絡がつきにくい。
- ・一度購入すると、その後も頻繁に同様の勧誘の電話が入るようになる。
- ・商品について口頭だけの説明のため、実際に商品を受けとると、量や品質が値段に見合わない場合がある。

### ★トラブルに遭わないためのポイント★

- ・過去に取引した事業者かどうか曖昧な場合は、即答せず、事業者の名称、所在地、電話番号を聞き取った上で一旦電話を切りましょう。
- ・電話での勧誘を受けて契約した場合は、特定商取引法のクーリング・オフ（無条件解除）をすることができます。期間は同法に定める書面を受け取った日から数えて8日間です。
- ・少しでもおかしいと思ったら、すぐに相談しましょう。

消費生活相談はまずはお電話で

海部地域消費生活センター



0567-23-0150まで

対象 海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方

相談日時 月曜から金曜 9:00~16:30※国民の休日と12月29日~1月3日を除く

住所 津島市西柳原町1丁目14番地（愛知県海部総合庁舎1階）